

オーストラリア	○職業教育訓練(VET) 職業教育訓練体系を総称して、VET(Vocational Education and Training)という。 職業教育訓練とは、義務教育を修了した者を対象にした職業教育・訓練のことである。1996年からは、学校の外にいる者(早期退学者など)もこれに参加できることとなった。実施主体としては、大学、TAFE(下記参照)、私立職業高校、普通高校があるが、現在はTAFEが中心となっているとされる。
	○職業教育訓練高等専修学校(TAFE) 高校から大学初級程度までを1つにした職業教育(学校)で、高等教育である。 全学生が同じ年数を在籍する必要はなく、コースつまり取得技能別に修学年数が異なり、修学時に授与される資格も学生により異なる。対象としている学生の進路先職種は、病院関連職種、観光業、建設業など様々であるが、具体的な職業に関連したものである。入学の困難さは、TAFEに対応する高等教育機関と同じか、やや低い程度といわれる。大学とTAFEとでは、領域がお互いにオーバーラップしている。TAFEを行う個々の機関は、州により異なり、短大(colleges)、研究所(institutes)といった名称となっている。
韓国	○進路・職業指導の強化 進路・職業指導に関し、次のような改革を行っている。 小中高在学学生には、授業に進路・職業教育の内容を反映させる。職場見学、経験のため、多様なプログラムを制作・普及し各学校に活用できるよう奨励する。 大学生には、インターンシップ制度等を活用し、企業実習を充実させる。各大学に対しては、進路・職業科目を編成するよう協力を要請する。
	○インターンシップ制度 1999年に失業中の高卒者及び大卒者の職場体験プログラムとして導入された。2001年12月、高卒・大卒(予定)者に職場体験の機会を提供するための「青少年職場体験プログラム」が導入され、制度が拡充された。さらに、2004年2月末から大学3年生後期、4年生前期在学学生を対象に6か月間のインターンシップ制度を実施している。 ○2+2プログラム 中等教育から高等教育への接続を円滑に進めることなどを目的とし、職業訓練専門高校での最後の2年間のカリキュラムを、パートナーとなった職業大学の最初の2年間のカリキュラムと接続するものである。

※ カナダでは、このほかに、大卒以上の学歴を持つ者が専門分野に関連する企業で職場体験活動を行うことにより高度な技術を身につけるとともに、就職のきっかけを作り、その分野における指導的立場になることを支援するプログラム(キャリア・フォーカス)が実施されている。

### (b) 職業訓練

いずれの国も、若年者を対象にした職業訓練プログラムが制度化されている。注目すべきは、ほとんどの国において、職業訓練に、教育、雇用を一体化させた訓練プログラム(養成訓練制度(apprenticeship)等)が導入されていることである。国により違いがあるものの、典型的なこれらのプログラムに参加する若者は、資格取得を目指し、企業の職場で実践的な指導、訓練を受けつつ働き、賃金(又はこれに相当する手当)を受け取り、定期的に教育機関等でその職業に係る理論や一般教養を学ぶこととなる。このうち、もっとも長い歴史を有し、広範囲に実施されているのが、ドイツのデュアルシステムである。

〈表1-4〉 養成訓練制度その他の職業訓練制度

アメリカ	○登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship) 職場での職業訓練(OJT)と職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門職労働者及び熟練工を養成することを旨とする実習制度である。
イギリス	○養成訓練制度(Apprenticeship) 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。 ①養成訓練(Apprenticeship) ②上級養成訓練(Advanced Apprenticeship) ③E2E(Entry to Employment) ④若年養成訓練(Young Apprenticeship)
ドイツ	○職業養成訓練制度(Ausbildung) = デュアルシステム(Dualensystem) 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成するものである。実施主体は事業主と職業学校である。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を任けている。 職業養成訓練のためには、事業主は養成訓練生との間で職業養成訓練契約を結び職業養成訓練を施す。
フランス	○養成訓練制度(Apprentissage) 義務教育を終了した16~25歳の若者等を対象に、体系的な職業訓練を一部は企業内で、一部は養成員訓練センター(CFA)において保証し、教育機関における理論教育等と企業実習の組み合わせによる教育訓練により職業資格の取得を目指す。 ○熟練契約(Contrat de Professionnalisation) 16~25歳の若者及び26歳以上の求職者を対象として、期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を結ぶ。被雇用者となった者は、職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び、職業訓練を受けながら、社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする。
カナダ	○養成訓練(Apprenticeship) 職場における職業訓練(OJT)とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより熟練工を養成することを目的としている。
オーストラリア	○新養成訓練(New Apprenticeship) 職種に限定がほとんどなく、年齢制限はない。養成訓練期間、(修了者に与えられる)資格などは、一律に固定されたものではない。 新養成訓練として実施できる形式は、①オンJT(事業主の職場内で事業主により行われる職業訓練)、②オフJT(事業主の職場外で行われる職業訓練)、③オンJTとオフJTの組み合わせ、のいずれの形式でも可能である。 新養成訓練は、訓練生、事業主(登録訓練機関(RTO))の(三者間)契約で成立する。
韓国	○2+1プログラム 学校で2年間学習した後、残りの1年間をOJT契約によって企業で働きながら学ぶ。

### (c) 起業支援

多くの調査対象国では、若者の起業を支援するため、資金提供等の施策が講じられている。例えば、ドイツでは、失業(求職)者で自営を行い失業状態から脱却しようとする者に対して、政府が金銭的な支援を行う制度がある(「私の株式会社」(Ich AG イッヒアーゲー))。

また、多くの国では、学校教育において、起業に関するカリキュラムを取り入れるなど、「起業文化」の育成も行われている。

(d) 情報提供をはじめとする就職支援

教育段階から職場定着に至る若者のキャリア形成及び就職支援を効果的に行うため、各国は、若年者向けのさまざまな就職支援を行っている。1か所でさまざまな相談支援を受けることができるワンストップ・サービスを導入しているところもある。また、近年では、ウェブサイトによる情報提供も充実してきている。

〈表1-5〉 情報提供をはじめとする就職支援

アメリカ	<p>○OO*NET(Occupational Information Network Online) インターネット上で公表されている(<a href="http://online.onetcenter.org">http://online.onetcenter.org</a>)職業に関する総合的なデータベースで、求職者が自分の経験や能力を活かせる職業を検索することができる。</p> <p>○WIA 若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs) アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop[Career]Center)と提携した地方公共団体が実施される14~21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラムである。</p>
イギリス	<p>○コネクションズ・サービス(Connexions Service) 13~19歳のすべての若者に対して、パーソナルアドバイザーが学習から進路に関わる悩み、薬物やアルコールなどの問題に至るまで幅広い相談や情報提供を継続的に行う。主としてノート対策として位置付けられている。</p> <p>○イギリス政府ポータルサイト(Directgov) - 若年者(Young People) - イギリス政府サイト内の項目であり、学生に役立ち、学生が興味を持ちやすい様々な情報が盛り込まれている。また、サイトを見て教育や就職などに興味を持った者が支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクしている。</p>
ドイツ	<p>○仕事に関する博物館 バーデン・ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術、機械工業の発達、自動車製造、化学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・見聞できるよう展示が工夫されている。</p> <p>バイエルン州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引き継ぎ、学ばせるための博物館である。これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>○職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心に、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>○しごと館(Cite des metiers) 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>○地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等様々な支援を行う。</p> <p>※ このほか、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>
韓国	<p>○総合職業体験館(JOB WORLD) 職業観確立のため職業情報提供のため、日本にある「私のしごと館」も参考に、総合職業体験館(JOB WORLD)の設立・運営を計画している。</p>

b 困難な状況にある若者に対する施策

2で見たとおり、若年者の中には、社会人としてのスタートにおいて不利な立場に置かれている者が少なからず存在している。こうした若者は、失業や無業に陥りやすく、いったん失業等すると、労働市場への再参入が困難になる。そこで、各国とも、こうした困難な状況にある若者をターゲットにした施策を実施している。

(a) 若年者に対する義務付け

まず、失業給付を受給する若年失業者に対し、一定の就労等の義務を課すことで、勤労経験を積ませ、早期に労働市場に参入できるようにする施策を実施している国がある。

〈表1-6〉 若年者に対する義務付け

イギリス	<p>○若者向けニューディール(New Deal for Young People) 18~24歳までの若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している全ての者に対し、パーソナル・アドバイザーを付けて行われる就職支援である。参加を拒否した場合、求職者給付(失業給付)の受給資格を失う。</p> <p>まず、最長4か月にわたる就職相談と集中的な求職支援サービスを受ける。その期間中に仕事を見つけれなかった若者は、助成金付きの就職やボランティア部門における短期就労、フルタイムの教育や訓練等への参加を義務付けられる。</p>
ドイツ	<p>○労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、早期に就職しない者を労働市場へ参加させるために導入された制度で、労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少なから手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却することを目的としている。失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p>
オーストラリア	<p>○相互義務(Mutual Obligation) 放置していると長期失業者になるおそれのある者について、就労習慣を維持させ、コミュニティとの関係を改善させることで、そうした者の雇用される可能性を向上させることを目的に、一連の活動に参加させる制度である。18~49歳の「新出発手当」(失業者に対して、政府から支払われる給付)の受給者等は、パートタイム就労、ワークフォーザドール事業、ボランティアの仕事、グリーンコアの仕事、ジョブパスウェーブプログラム、コミュニティの仕事体験、新養成訓練事業などの活動に参加することを義務付けられる。参加しない場合は受給している給付が制限される。</p>

(b) 教育・訓練の機会の提供

次に、失業等の状態にある若年者は、多くの場合、企業が必要としている技能を身につけていないため、容易に就業できない。そこで、各国は、こうした若年者に対して、教育・訓練の機会を提供している(就業機会の提供についてはc(b)参照)。